

第一条 個人会員の趣旨

本会の発信する熟成古酒に関する詳細情報を望む個人、熟成古酒とのより深い関わりを望む個人、及び本会の活動支援を望む個人に対し、本会の活動情報を幅広く伝え、熟成古酒事業者との交流を促す目的をもって、個人会員制度を設けるものとする。

第二条 個人会員の資格

本会の趣旨に賛同する成人個人であること。法人・各種団体は個人会員となることはできない。

第三条 個人会員の義務

1. 熟成古酒の消費活動の普及、及び啓蒙に努めること。
2. 熟成古酒について探求し、学び、理解を深めること。

第四条 個人会員の権利

1. 本会会報の受け取り。
2. 本会主催の会員限定イベントへの参加。
3. 本会運営の熟成古酒検定の受験。
4. 本会主催の一般向けイベントへの優先参加。
5. 個人会員の主催するイベントへの本会からの協賛。

第五条 会員の引継ぎ

「熟成古酒サポーターズの会」の会員については、平成24年11月16日をもってこれを引き継ぎ、長期熟成酒研究会個人会員として扱う。

以上